
令和2年 第2回 宇美町議会臨時会会議録 (第1日)

令和2年4月30日宇美町議会臨時会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の提案総括説明
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (内容 専決第1号 町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (内容 専決第2号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第29号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第7 議案第30号 宇美町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第31号 令和2年度宇美町一般会計補正予算 (第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の提案総括説明
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (内容 専決第1号 町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (内容 専決第2号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第29号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第7 議案第30号 宇美町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第31号 令和2年度宇美町一般会計補正予算 (第1号)

出席議員 (13名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 番 丸山 康夫 | 2 番 平野 龍彦 |
| 3 番 安川 繁典 | 4 番 藤木 泰 |
| 5 番 入江 政行 | 6 番 吉原 秀信 |

8番 黒川 悟
10番 小林 征男
12番 白水 英至
14番 古賀ひろ子

9番 脇田 義政
11番 飛賀 貴夫
13番 南里 正秀

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 木原 忠

副町長 …………… 高場 英信

総務課長 …………… 佐伯 剛美

財政課長 …………… 中西 敏光

まちづくり課長 …………… 丸田 宏幸

税務課長 …………… 江崎 浩二

住民課長 …………… 八島 勝行

健康福祉課長 …………… 尾上 靖子

11時00分開会

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから、令和2年第2回宇美町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本臨時会の採決について、9番、脇田議員の表決は挙手で行うこととしておりますので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、安川議員及び4番、藤木議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本臨時会の会期は4月30日、本日限りとすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日4月30日、1日間とすることで決定いたしました。

日程第3. 町長の提案総括説明

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、町長の提案総括説明についてを議題といたします。

町長より本臨時会に提案されました案件は、専決処分の承認案2件、和解及び損害賠償の額の決定案1件、条例案1件、予算案1件の計5件であります。

町長の提案総括説明を求めます。木原町長。

○町長（木原 忠君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日、宇美町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、町民の皆様には、このコロナ渦の中で生命・健康問題等に対する不安や、当たり前でできていた日常生活の自粛、安定した生活を営むための経済活動の休止などで、本当に心も体もへし折れるような日々をお過ごしのことと存じます。

議員の皆様も、このような状況を憂いて、様々な視点から精力的に活動をいただいております。本当にありがたく思っております。

町といたしましても、国や県の緊急事態宣言等を受けまして、町ホームページや広報うみ——これは5月号でございますが——こういった媒介を介しまして、少しでも町民の皆様の不安を払拭するため、4月以来4度にわたってメッセージを出させていただいたところでございます。

コロナの今後の動向は、現時点では不透明ではありますが、かつてない緊急事態であり、私たち一人一人の知恵や行動がコロナに打ちかつ大きな力になると、このように思っておりますので、共に頑張っていきましょう。

さて、本臨時会に提案いたしております議案は、専決処分2件、和解案件1件、条例案件1件、予算案件1件の計5件であります。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、翌4月1日に施行されたことに伴い、緊急に町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和2年3月31日に専決処分を行っており、議会の承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、固定資産税等の負担軽減措置等の実施や、個人住民税の未婚の独り親に対す

る税制上の措置や控除の見直し等の規定の整備でございます。

承認第2号は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布をされ、翌4月1日に施行されたことに伴い、緊急に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、令和2年3月31日に専決処分を行っており、議会の承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の引上げと、低所得者に対する応益割2割・5割軽減の対象所得の拡大となっております。

議案第29号の和解及び損害賠償の額の決定につきましては、令和2年3月5日に発生をいたしました公用車による物損事故について、和解し、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号の宇美町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するものでございます。

議案第31号の令和2年度宇美町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ39億1,361万4,000円を追加し、予算総額を158億7,224万6,000円とするものでございます。

本補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、国民に対し1人につき10万円を給付する特別定額給付金給付事業及び児童手当を受給する世帯に対し対象児童1人につき1万円を支給する臨時特別給付金給付事業並びに本町独自の緊急支援策といたしまして、売上高が著しく減少した町内小規模事業者に対する応援給付金給付事業を速やかに実行するため、編成を行うものでございます。

歳出では、特別定額給付金給付事業費37億5,910万4,000円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費6,713万円、小規模事業者応援給付金給付事業費8,738万円の増額となり、一方歳入では、特別定額給付金給付事業費補助金37億5,910万4,000円、臨時特別給付金負担金6,713万円、財政調整基金繰入金8,738万円の増額となるものでございます。なお、今回併せまして一時借入金の追加を提案しているところでございます。

以上で提案総括説明を終わりますが、議案が議題となりましたときには担当者から詳細に説明をさせますので、御議決いただきますようお願いをいたしまして説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、町長の提案総括説明を終結します。

日程第4. 承認第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。江崎税務課長。

○税務課長（江崎浩二君） 失礼いたします。それでは、承認第1号につきまして、税務課より御説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に町税条例の一部を改正する必要が生じ、令和2年3月31日に町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものでございます。

今回の専決の経緯を若干御説明いたします。

この町税条例は、地方税法に準拠して昭和26年に公布しております。今回上位法であります地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月27日に参議院本会議にて可決し、3月31日に公布され、一部を除き4月1日からの施行となりました。このことから、町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例を3月31日に早急に改正し、4月1日から施行する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をさせていただいたところでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページが専決処分書でございます。

次のページをお願いいたします。

3ページからが町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、改め文でございます。3ページから11ページまでとなっております。

13ページをお願いいたします。

町税条例新旧対照表でございます。表の左側が改正案、右側が現行の条文で、アンダーラインの部分が改正された箇所となります。13ページから62ページまでが新旧対照表でございます。

それでは63ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、内容が多岐にわたっておりますので、この町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の改正概要を用いまして、主たる改正内容について御説明をさせていただきます。

まず、固定資産税の負担軽減措置でございます。

ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置の創設でございます。電波法の規定により、ローカル5G無線局に係る免許を受けた者が特定高度情報通信等システム導入計画に基づき一定の償却資産を取得した場合に、課税標準が最初の3年間価格の2分の1になるものでございます。

次に、農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の創設でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、市町村が公表した人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体として位置づけられた認定就農者に利用させるため農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする特例措置が講じられております。

一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の創設です。市町村が作成する都市再生整備計画で定めた滞在快適性等向上区域内の一体型滞在快適性等向上事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格の2分の1とする特例措置が講じられております。

浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例の創設です。水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年度分軽減する特例措置が講じられております。

新築住宅に係る税額の軽減措置を2年延長する措置でございます。住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の税額を3年度分2分の1減額する措置の適用期限が2年延長となっております。

また、新築の認定長期優良住宅、3階建て以上で耐火構造の住宅に係る固定資産税及び不動産取得税の税額を5年度分2分の1減額する措置の適用期限も2年延長となっております。

所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応でございます。

1つ目は、市町村長はその市町村内の土地または家屋について、登記簿等の所有者として登記等がなされている個人が死亡している場合、当該土地または家屋を現に所有している者に当該市町村の条例に定めるところにより、当該現所有者の氏名、住所、その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとなったものでございます。

2つ目は、現行地方税法第343条では、震災等の事由によって所有者が不明の場合には使用者を所有者とみなして課税できる規定がございしますが、今回の改正において、市町村は一定の調査を尽くしてもなお固定資産税の所有者が一人も明らかとならない場合、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課すことができる制度の拡大が図られたところでございます。

次に、個人住民税の改正でございます。

未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しが行われております。婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の控除を適用する。上記に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税制度を見直し、独り親及び寡婦を対象とする。

この改正でございますが、婚姻によらないで生まれた子を持つ独り親は、子育て、家事と就業を一人で担わなければならない、経済的に厳しい状況に置かれております。しかしながら、死別、離婚、夫または妻の生死が不明の場合と状況は何も変わらないにもかかわらず、婚姻によらないで生まれた子を持つ独り親と、死別・離別、夫または妻の生死が不明な場合とで寡婦控除の適用に異なる点があり、税制改正をすべきであるという指摘がなされておりました。このことから、今回の税制改正では、全ての独り親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消するために、税制上の措置が講じられたところでございます。

主な改正は以上でございます。

その他の改正内容につきましては、次のページの64ページから69ページにかけて条文ごとに改正概要と施行日等を記載いたしておりますので、後ほど改め文と新旧対照表を御参照していただき、目を通していただければと思います。

最後に、改正概要の中にあります改元対応について御説明いたします。

平成29年6月16日に天皇の退位等に関する皇室典範特例法が公布、同年12月13日には同法の施行期日を平成31年4月30日とする政令が公布され、翌年の5月1日に平成から令和になったところでございます。

改元があった場合の古い元号を用いた法律上の文言の取扱いについては、原則として改元があったことのみを理由とした法律改正を行わず、その他の理由により法律改正を行う場合に、その全般につき改元に伴う必要な法律改正を併せて行うこととなっております。このことから、今回の改正で平成から令和への改元対応をさせていただいたところでございます。

以上で説明を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

5番、入江議員。

○5番（入江政行君） ちょっと一つだけですね気になったことがあるんですけども、法人税の改正に合わせた改正ということですね、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととするということで、連結納税の廃止ということがここに記載されているんですけども、これは均等割が廃止ということではないんですね。どういうことなのかちょっと説明していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 江崎課長。

○税務課長（江崎浩二君） 65ページの第52条のところでしょうか。（「64ページの……」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 31条と65ページの52条にも同じようなことが書いてありますけど、その2つです。

○議長（古賀ひろ子君） 江崎課長。

○税務課長（江崎浩二君） 失礼いたしました。今回の法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととするの中で連結納税の廃止が規定されておりますけれど、これは均等割とはまた別の案件になるものと……（「そういうことですね」と呼ぶ者あり）はい。なります。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 連結納税の廃止になっていますけど、具体的にどういうことなのか、ちょっと説明していただけます。

○議長（古賀ひろ子君） では、入江議員の質問に対して、後でということなので……（「いいですよ」と呼ぶ者あり）ちょっと時間的にいいですか。はい。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員にお尋ねします。今質疑の中で答えを今待ってもらっていますけれども、採決に影響ありますか。

○5番（入江政行君） いや、いいです。ありません。内容教えていただければそれで結構です。

○議長（古賀ひろ子君） わかりました。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これから、承認第1号 専決処分承認を求めることについてを採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、承認第1号は承認することに決定されました。

日程第5. 承認第2号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、承認第2号 専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。それでは、承認第2号について御説明をいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和2年3月31日に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

お手元の議案の1ページが専決処分書、2ページが条例の改正文、3ページから5ページが新旧対照表、6ページ、7ページが改正の資料となっております。内容につきましては、6ページ以降の改正資料にて御説明をいたします。

資料の6ページをお開きください。

専決処分による改正の内容を御説明いたします前に、資料の上段の1、国民健康保険税について、国民健康保険税の構成の概略を御説明させていただきます。

国民健康保険税は、この表に記載しておりますように、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で構成されており、それぞれに所得割、均等割、平等割で課税しており、その合計額が一年分の国民健康保険税となっております。なお、この表の一番下の介護納付金分につきましては、40歳以上65歳未満の方のみが対象となっております。

次に、専決処分の内容でございますが、まずはじめに中段の2、課税限度額の改正について御説明いたします。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、国の方針として高所得者にも応分の負担を求め、負担感が重いといわれる中間所得層に配慮するため、限度額を超過する世帯の割合が国保加入世帯の1.5%に近づくよう課税限度額を段階的に引き上げております。令和2年度の課税限度額につきましては、地方税の改正に合わせて、医療分で現行の61万円を63万円に、介護納付金分で16万円を17万円にそれぞれ引き上げ、全体で99万円とするものでございます。

参考に資料の下段に、限度額に達する世帯の収入等の額を載せております。この試算は単身世帯で行っておりますが、所得で申し上げますと約770万円の方が限度額に達することになり、これ以上の所得がある方でも保険税は限度額である99万円となります。

資料の7ページをお願いいたします。

資料の7ページ、3の軽減判定所得基準額の改正について御説明いたします。

国民健康保険税では、低所得者に対する税の軽減措置といたしまして、所得に応じて応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みがございます。この軽減分は、保険基盤安定制度により公費で

賄われ、負担割合は県が4分の3、町は4分の1となっております。

今回の改正は、経済の動向を踏まえまして、保険税の応益割の5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の算定基準を引き上げることで、これまで軽減の対象であった世帯が経済の動向によって軽減の対象から外れないように見直されたものでございます。

改正の内容につきましては、改正前、改正後の表の二重下線を引いているところになりますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額28万円を28万5,000円に引き上げ、同様に2割軽減の対象となる世帯につきましても、被保険者の数に乗すべき金額51万円を52万円に引き上げるものでございます。参考までに、資料の下段に令和2年度の軽減基準所得早見表をつけておりますので御参照ください。

なお、この課税限度額の引上げは、3年連続、軽減判定所得の基準額の引上げについては7年連続の改正となっております。

最後になりますが、改正条例の附則におきまして、施行日及び適用の範囲をそれぞれ定めております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、承認第2号は承認することに決定されました。

ここで、先ほどの入江議員の質疑に対する回答の申し出がっておりますので、許可します。江崎税務課長。

○税務課長（江崎浩二君） 先ほどはすぐに回答ができずに申しわけございませんでした。

国税における連結納税制度の見直しに伴いまして今回町税条例を改正したわけでございますが、地方税におきましては、今回の基本的な枠組みを維持しておりますので従前と変わるところはありませんけれど、上位法の国税が見直しをされましたので、それに対応しますように町税条例を

扱っております。

内容といたしましては、法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行されておりますが、地方税の法人住民税、法人税割及び法人事業税所得割については、引き続き企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにするなどの所要の措置を講じたものでございます。大本の、繰り返しになりますが、国税につきましては見直しが行われておりますが、町税条例については制度上は何も変わっていないというのが内容でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員、よろしいですか。はい。

日程第6 議案第29号

○議長（古賀ひろ子君） では、続きまして日程第6、議案第29号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 議案第29号 和解及び損害賠償の額の決定につきまして、健康福祉課より御説明いたします。

提案理由でございますが、令和2年3月5日に役場前の交差点において発生した公用車の物損事故について、和解し、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

さきの全員協議会におきまして既に御説明申し上げておりますが、改めまして、和解の内容等について御説明させていただきます。

お手元の議案の1ページをお願いいたします。

1、和解及び損害賠償の相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

2、事故の概要につきましては、令和2年3月5日午後3時ごろ、役場前の信号機のない交差点において、右折しようとした地域包括支援センターの職員が運転する公用車と前記1の相手方が運転する電動自転車が接触し、相手方の電動自転車の後輪部が大きくゆがんで破損したものでございます。

相手方は、右足関節の腫れと擦過傷を負い、硬膜下血腫の疑いで1日間の入院加療を行っており、今後も受診する予定があるため、今回は物損事故のみの和解とし、人身事故の補償につきましては、完治後に協議を行うこととなっております。

事故発生現場の状況及び物損の状況につきましては2ページを御参照ください。

戻りまして1ページをお願いいたします。

3、物損事故の損害賠償の額は、3万168円でございます。

4、和解の内容は、（1）宇美町は、前記1の相手方に対し、前記3の損害賠償の額の支払義務があることを認める、（2）宇美町は、前記1の相手方に対し、前記3の損害賠償の額を相手方が指定する口座に支払う、（3）前記3の損害賠償の額のほか、本件に関し、宇美町及び前記1の相手方の間には、互いに何ら債権債務のないことを確認する、でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第30号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第30号 宇美町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議案第30号でございます。宇美町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の規定を整備する必要があります。

ページをおめくりください。

1 ページ目に改正文をつけております。

2 ページ目をお願いいたします。

2 ページ目に新旧対照表をつけさせていただいております。説明につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。現行の条例に関しましては右側、改正案につきましては左側でございます。

今回の条例改正につきましては、上位法の改称による条例の変更でございます。4月以上の直近の議会に上程するという形で、今回臨時会をお開きしていただくことになりましたので、今回提案をさせていただいている内容でございます。

現行につきましては、第6条第2項におきまして、下線部でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律という形になっただけでございますが、改称により情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律という形の名称変更がございましたので、今回この臨時会において御提案させていただいたところでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号 宇美町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第31号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、議案第31号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼いたします。それでは、議案第31号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをよろしくお願いいたします。お開きください。

令和2年度宇美町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ39億1,361万4,000円を追加し、予算総額を158億7,224万6,000円とするものでございます。

第2条で、一時借入金の借入れの最高額に20億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を30億円としています。これにつきましては、本補正予算において、国民に対し1人につき10万円を支給される特別定額給付金給付事業費として37億5,910万4,000円を計上さ

せていただいておりますが、国の補助金においては、市町村の申請に基づき早急に概算払いにて支払うこととされていますが、交付される実際の概算払額が不明であり、給付額に対し交付額が不足となった場合の措置として20億円の追加を提案させていただいております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。資料につきましては、4月臨時議会議案資料綴を御参照願います。恐れ入ります。予算書16ページ、17ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費19目緊急経済対策費は、新型コロナウイルス感染症緊急支援策に伴う必要経費を予算化するために新規に設けたもので、17ページ上段の小規模事業者応援給付金給付事業費は本町独自の緊急支援策として営業活動の縮小または休業等を余儀なくされ、売上高が著しく減少した町内小規模事業者に対し、1営業所当たり10万円を給付するもので、事務経費及び19節負担金、補助及び交付金において、小規模事業者応援給付金8,720万を計上をいたしております。

次の特別定額給付金給付事業費では、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、国民に対し1人つき10万円を給付されます特別定額給付金給付事業経費として、会計年度任用職員報酬506万2,000円、職員の時間外勤務手当として125万円、需用費、消耗品では案内チラシ、申請用紙ほか、事務用消耗品費として80万9,000円、封筒及び案内チラシの印刷費として103万1,000円、郵便料として820万円、振込手数料として176万円を計上をしております。

委託料では、電算関係業務委託料として1,000万を計上し、18、19ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金において、特別定額給付金37億2,950万円を計上をしています。

なお、この事業経費は国から100%補助となっております。

20、21ページをお願いいたします。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましても、国の緊急経済対策に伴い、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を支給される子育て世帯臨時特別給付金給付事業経費として、会計年度任用職員報酬58万8,000円、職員の時間外勤務として90万円、需用費、消耗品では案内チラシ、申請用紙ほか事務用品として31万8,000円、封筒及びはがき等の印刷製本費として29万3,000円、郵便料として59万9,000円、振込手数料として44万円を計上しております。

委託料では、電算関係業務委託料として133万1,000円を計上し、19節負担金、補助及び交付金において、子育て世帯臨時特別給付金6,255万円を計上をしております。

なお、この事業経費につきましても国から100%の負担となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。12ページ、13ページをお願いいたします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴います100%の国庫支出金となります。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金では、子育て世帯への臨時特別給付金負担金6,713万円、次の2項国庫補助金2目総務費国庫補助金では、特別定額給付金給付事業費補助金として37億2,950万円、事務費補助金として2,960万4,000円、計37億5,910万4,000円を計上をいたしております。

次に、17款繰入金2項基金繰入金1財政調整基金繰入金では、新型コロナウイルス感染症緊急支援策として、町独自で行います小規模事業者応援給付金給付事業の財源として、財政調整基金を8,738万円を取り崩し繰り入れることといたしております。

最後になりますが、予算書の最後、22、23ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りいたします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） 現在、福岡県では19名が亡くなられておられます。糟屋郡では昨日現在27名コロナウイルスに感染しております。見えざる敵との戦いの中、虚心坦懐の思いで質問を町長にさせてもらえればと思っておるところでございます。

議案書綴の1ページ、小規模事業者応援給付金ですね。町独自のこの応援メッセージによる給付金、本当に喜ばしい御決断だと思っておるところでございます。1億近い給付になるわけですが、財源の確保、今回1回きりであればいいあと心より思っておりますが、昨日の衆議院予算委員会の中でも、安倍総理の回答は延期の可能性をほのめかしております。本日からその延長に向けての審議がされておるようでございます。延長、6月6日までの延長、さらに7月6日、8月6日。2回、3回の延長もあり得るのではないかと。

そこでですね、木原町長、100周年事業、10月——7月までの事業は中止、延期になっておりますが、10月の100周年事業、これを延期——中止じゃなくて延期ですね——1年間することによって、財源の確保、英断ですね。英断をと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 今、平野議員のほうから今般のコロナウイルスの感染拡大の状況に鑑みまして、当町が今年本当に大きな節目として迎えます100周年に対しましての御質問いただきま

したけれども、全員協議会の中でも若干御説明をさせていただきましたけれども、今このコロナがかつてない、いわゆる緊急事態、これはもうコロナ災害と言ってもいいぐらいの、もう全国規模で、あるいは世界規模で今いわゆる感染が拡大をしている状況でございます。まして、先ほど平野議員も目に見えない敵ということございました。もう本当敵が見えれば、あるいは対象方策が幾つか限定ができれば、適切・的確に対応できるんでしょうけども、なかなかウイルスの正体すらですね、いろいろ知見を持たれた専門家の方々に今研究調査されてありますけれども、なかなか姿形が見えない。したがって、いわゆる対処法策がなかなか明確に確定できない。感染状況はもう日に日に増えておる。現在こういう状況でございます。その中で国を挙げて、もうとにかく我々今に生きる者に課せられた、いわゆるこのコロナウイルス大戦の一番大きな手だてとしては、とにかく3密を避ける。ウイルスは人を媒体で生き延びる、人を介して増えていくという、こういう特性がございますので、まずはウイルスが生き残る、あるいは感染拡大していく、この根っこにある人と人との接触を絶たないと、ウイルスの壊滅はおぼつかないと。こういった理論上の、これは医学的・科学的にもそういったことを専門家の方々も述べてありますし、恐らくそれが一番有効な手だてであるだろうと、このように思っております。

そういう中で、町に対しましても国県等からいろいろ要請も受けておりますけども、まずは一義的に自分自身一人一人ができることはそういうようなことだろうというようなことで、今本当に町民の皆様にも大変御不便をおかけいたしておりますけども、社会活動の自粛、公共施設も軒並み停止を今させていただいております。1にも2にもまずコロナをもうとにかく壊滅するんだと、日常を取り戻すんだという思いでの宇美町の政策、これは全国津々浦々共通の今政策で動いておりますけども、そういう中であってこの100周年は、本当にこれは福岡県60市町村ございますけれども、全国市町村並べてみましても、本当に宇美町オリジナルといいましょうか、宇美町だから祝えるというか、取り組める事業でございます。九州でもうちと宮崎の都農町、この2町だけという、本当に宇美町にとっては喜ばしい、誇りに思える、そういった取り組みを、過去2年間下積みをしてそれを踏まえて本当に当該年度の今年を迎えたわけでございますけども、いかんせん、先ほど言いました3密を避ける、いわゆる100周年はみんなで集まって、もうとにかく一人でも一生懸命汗をかいてみんなで盛り上げよう、にぎわっていこうという、こういった営みでございますけれども、一方今のコロナの状況下では、それをしちゃだめと。もうこれがコロナ感染のいわゆる原因になるということで、本当にもう全く180度相反する理屈で現在動いているのが今の宇美町の状況だろうというように思います。本当に県内でも多くの方亡くなられたり、世界規模で見ても感染者の方々もたくさんおられますし、医療機関、福祉機関等々ではもう最前線で、もう我が命を投げ出す覚悟で今従事をしていただいております。本当に疲弊しておるような宇美町、福岡県、あるいは我が日本の現状を踏まえられたときに、こういったいわ

ゆる一大ごと、非常に宇美町にとっては記念すべき大きな行事ではございますけれども、これをこういう状況下で実際実施ができるのか、実施をしていいのか。できるのかというよりもすべきなのかという、こういった観点で大きな決断を、しかもできるだけ早い時期にしなければいけないだろうというように思っております。

そこで、全協でも御報告をさせていただきましたけれども、一定5月末ぐらい、もう2年間積み上げてやってきました宇美町のいわゆる100周年事業推進委員会の委員の方々の御意見とか、もちろん町議会議員各位のこういった御意見等々を十分踏まえまして、そしてしかるべき時期に、しかるべき時期というのも恐らく6月ぐらいが目途になるんだろうと思いますけれども、今後この式典だけじゃなくいろいろな取組が計画をしておりますので、こういった個別、一つ一つの取組について、今後どのように宇美町として対応していくのかについては、一定その方向性を明確にしなければならないと、このように思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） ただいまの木原町長の思い、シンパシーを覚えております。ただ、5月末とか6月、ちょっと遅いのでは。この御英断は100周年全ての事業を延期、それを100周年、コロナ対策に打ち注ぐと。こういう御英断を一日も早くしてもらえれば、職員も町民も、職員も町民もこの100周年の段ではないと思うんです。なので、近い将来この御英断をしてもらいたい。必ず木原町長のレガシーに100年後に残るのではないかと思っております。

そこで、3密とおっしゃいました。3密を避けようということは何回も私は言っていますが、外壁覆っていますね。これが非常に気になって、次亜塩素酸自動噴霧器も2台ありますが、致し方ないことかなあと。現在、不要不急外出自粛要請をいろんな形でアナウンスしておりますね。ところが、ダイレックスとかに行きますと、もう大混雑しているんです。もう3密のど真ん中でございます。これを、3密を回避するためにも、4月26日に発表された「美味しいはコロナに負けない 宇美町応援エール飯」数えましたら16軒、焼き鳥屋さんをはじめいろんな店が列挙されていまして。宣伝しているわけですね、町長。テイクアウト、デリバリー、これに町の補助500円、1,000円以上の注文の方に500円の町の補助をしてはどうかなと。これは、不要不急で外出制限の中、自宅におる方の食事になっていくわけです。するとダイレックスに3密が発生しないと、こういう不要不急の外出の効果にもつながるのではないかとthinkます。町長、テイクアウト、デリバリーに500円の補助をしてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 今の御提案に対しまして、先ほど全協でもまちづくり課長のほうで御答弁をさせていただきましたけれども、私どものほうも商工会を中心に、いろんな事業所、あるいは住

民の方々のお声をアンテナ高くして、直接フェースツーフェースの形でいろいろ御意見を承っております。その中で先ほど課長が言いましたように、確かにテイクアウト、デリバリーですね、技術は持っている、ノウハウはあってもそれを生かす場がない、いわゆる通常の営業時間では。ここがだめということになっておるので、それならば来ていただいて、密をつくらないために来ていただいて、あるいはお届けしてという、その密を避けるという意味では非常に有効な、いわゆる経済活動だろうというように思っております。しかしながら、そういった今まで住民の聞き取りを行う中で、もうまずは今の暮らしが厳しい、今営業できないことが非常に厳しいんだと、もう中にはあしたも見えないという事業所等もあるようでございますので、まずはそこを補完しようと、そこをしっかりと補填しようということで、今回本当に給付という形でそういった事業所に対して10万円をとりあえず御支援をさせていただくという事業構築をさせていただきました。

今、言われたそういったテイクアウトとかデリバリー関係のそういった、そのほかにもあるんだろうと思いますけれども、先ほど言いました国のほうで今後第2弾として予定をしております地方創生の交付金、これは結構幅広く使えるということでございますので、ただ、中身がなかなか今ちょっと現段階では見えませんので、こういったいわゆる原資あたりも十分活用しながら、次の手としてそういったことも町としては考えていかなければいけないのではないかと、今の段階では思っておりますけれども、御提案いただいた内容、趣旨も十分踏まえまして、そういった町内における動きについては町としてできる限りのサポートを、それが500円なのかどうかは別にしまして、考えていきたいとこのように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 17ページの小規模事業者応援給付金、それに関連しての質問をしたいと思っております。小規模業者に対して、国県もちろん給付金を早急に出すべきだと思っております。町としても支援すべきであると思っております。それで、個人事業者の方々、今現状逼迫した状態であり、廃業、倒産に追い込まれるという状態になっています。

そこで、一つ提案なんですけれども、この方々に住民税、また法人町民税の減税を考えてはどうかと。これはもう町長の権限でできるわけですから、そういった考えがあるかどうか、町長、お答えできますか。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） ただいま平野議員、入江議員のほうからも、いわゆる救済措置として、町としての取り得る施策ということで御提案をいただきましたけれども、全国津々浦々もう本当宇美町と同じような、どこも状況になっております。特に福岡県でも緊急事態宣言が発令をされております。そういう非常に厳しいエリアだろうというように思っております。したがって、そうは言いながら各市町村といいたいまいしょうか、地域でやっぱり実態もありますし、いろいろ困って

あります根っこも同じような一律のものもありますし、若干凸凹感もあって、やっぱりその地域に本当に困ってあるところをサポートしていく。そして一方ではこういうときにお金の話は、私は基本的にはすべきでないというように思っていますけれども、しかしながら、例えばこのコロナが回復した後のいわゆるよみがえら策というか、その後の創設とか活力づくりとか、日常のいわゆる行政運営経営はコロナは今本当大問題ですけども、一方では日常の経常的なそういった行政運営というの、これをストップするわけいかない。そのためにはやっぱり財源がどうしても必要になってくる。そういったいわゆる原資の部分、財政の部分、それから取組の部分、本当に宇美町で経済活動してある方々、ひいてはその裏へある宇美町で過ごしていただいております町民の皆様方、本当に今かゆいところとか苦しいところに、本当に一つ一つ手が届くための方策、これを宇美町のそういった財政的な体力を大前途としながら、しかしながら、やっぱり今もうそういう原資は有効に使わなければいけないという、いうことも肝に銘じながら、せんよりはやった方がいいという、もういろいろ、いろいろあると思います。糟屋郡見てもそれぞれの町で取り組んである内容も、それから規模も違うわけでございまして、そういったこともしっかり踏まえながら、こうした方がいい、ああした方がいい、いろいろありましようけども、そのいわゆるこうした方がいい、ああした方がいい、というのを当然我々も今後、様々な宇美町の現状を踏まえまして検討していなければいけないということは十分に認識をしておりますけども、そういったものが今言われた税の免除なのか、そのほかに特効薬といいましようか、本当に手が届くような施策、事業等がほかにないのか、そしてそれがどのぐらいの範囲でできるのか等々、いろんな角度からですね検討しながら、恐らく長期化するであろうコロナウイルス対策について、宇美町独自でしっかりと歩みを進めていきたいと、このように思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今、財政原資の問題が出てきたんですけども……

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員、マイクを使ってください。マイク。

○5番（入江政行君） 財政原資の問題出てきたんですけど、例えば今、庁舎積立金がありますよね。こういった緊急時にこういったのを取り崩す方法があるんですよ。また、財政積立金もあります。こういった緊急時にこういったものを活用するのが町行政としての役目じゃないですか。これが、将来的に今、商工業者って不足ですごくもう逼迫した状態になってんですよ。この方を今手厚い支援をすることによって、将来的に税収が入ってくるわけですよ。そういった原資あるじゃないですか。庁舎積立金、2億ぐらいあるでしょう。それを何で使わないんですか。これは今やるべきです。

それと、コロナ問題で生活苦に陥っている一般の町民の方がいると思います。最後のセーフティネットとして生活保護の活用もあるんです。お金が、これは国から出るわけですが、そうい

った活用もできるわけです。そういうことを何でやらないんかと。行政の使命じゃないですか。これが全く出てきていない。国任せとか県任せではだめです。そういった町の積立金もあるわけですから、そういうのをこういった緊急時に出すのがやっぱり行政の役目じゃないですか。

それともう一つ、個人業者、小規模業者には国保の加盟者が多いんです、国保のね。これもやはり減免処置を取るべきです。今こそ。値上げになっているんだけど、それはもう私も何度かこれ言っていますけども、値上げじゃなくて現状維持、前の。それをやらないとコロナの大変な思いされている方がいらっしやいますよ。原資あるんだからこれ使いなさいよ。やってください。町長どうですか。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 今、税のことございましたけれども、今、入江議員のほうからあつたいわゆるローテーションですね。住民の方が宇美町で本当に有効な営業活動ができる、それによって納税をしていただける、この構図はまさにそのとおりだろうというように思います。

それから、今、基金の話もございました。今回、今御提案をさせていただいておりますこのいわゆる宇美町独自の給付金制度につきましては、もうまさしく今言われた基金を取り崩した宇美町独自のいわゆる施策ということで、これは十分議員のほうも認識をいただいておりますことだろうというように思います。我々としては、確かに今回基金をもうとにかく切り崩してでも今この対応しようということで今回提案させていただいておりますのが今のこの事業でございますけれども、今後の動向がまだ見定まらないという、そういう現状が一つございます。それから、いろいろ住民生活を守るといったらもうこのコロナもう本当喫緊の、今、目前の課題でありますけれども、じゃあ基金があるやないか、それを崩せ崩せと言われても、そんなに潤沢に回るわけではございませんし、そういった額とも、数字ともやっぱり横にらみをしながら、しかしながらさりとて住民の方々の本当にかゆいところ、本当に苦しいところに手を届けたい、手を差し伸べたいという、こういった思いとうまくマッチングをさせながら、そして限られた原資を有効に、そして住民の方々、事業者の方々に本当にあのときは助かったという、感じていただける、思っていたけるような、宇美町としての本当に地域の実態に即した支援策を今後とも構築をしていきたいと。これの原資についてはもちろん基金の活用も一つの方策としてはございますし、また国県からのそういった交付金等の活用も視野に入れながら、そういったいわゆる今後町民の皆様、事業者の皆様方の本当に生活を安定できるような施策に有効に活用していきたいと、このように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） それで、本当に今見えない敵と戦っているんですよ。いつ終息するかわかんない。経済破綻が多分起きるんじゃないかと思っています。国では今、今の現状のまんまで行

くと、半年後には日本の産業43兆円の損失になるというんですよ。これは、日本5,000万所帯あるんですけど、1,020万所帯の年収に匹敵する経済が失われると。だからこそ今言ったように、積立金を、庁舎の積立金なんかも2億円あるわけですから、やはりこれは今絶対必ずやるべきですよ。そうすることが将来的に町の税収にも影響してくると思っていますんで、さっき言いました生活困窮者に対しての生活保護の活用、これもやって、今本当に手厚い支援をするべきだと思います。回答要りませんのでよろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 様々な施策あると思います。特に国からの給付金、一律10万円の給付金です。町民の方々は、非常に首を長くして待っておられると思いますけれども、特に町民の方々、この申請書が——さっきも言ったんです——明日にでも届くんじゃないかなと思ってあるんですよ。また、これが届かないとなると、じゃあいつ届くのかというふうな問合せが殺到すると思います。そういったことも含めて、この一律10万円の給付金、これの手続の方法であったり、申請書がいつ届くのかであったり、そういった内容を町民の方々に周知することが非常に大事になってくると思います。この周知の方法をどう考えているのかというのを知りたいんです。

何でこんなこと聞くかという、例えば、DVを受けてある方々、先に申請できますよと出ましたよね。町のフェイスブックページにも何も載せない。私、ホームページ見たけど何か見つけ切らなかったですけどね。そういったことを情報をどんどん先回り先回りして発信することが非常に大事になってくると思います。そんなことをやれない今宇美町役場がこの給付金制度に対してどのように情報発信していくのか。これを回答していただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） まず、DVの被害者の方につきましては、既にホームページに（「ホームページ」と呼ぶ者あり）はい。掲載しております。そのほか、DVの相談をされている方というのはいろんな機関と接触がございますので、そちらのほうからの御案内もあるというふうに文書等で通知を受けているところでございます。

あと、一般の住民の方に対しては、この30日に議員の皆様にご説明させていただいた後に、この見込みスケジュールにつきましてアップする予定にしております。既に電話等で問合せがっておりますので、その方々につきましてもおおよその見込みというところで御説明をしているところでございます。あと、5月15日発行の広報の中に折り込みを入れまして、申請の方法、今後のスケジュール等を入れまして、皆様に周知するようにしております。

そのほか、予算の計上にもありますが、3か月間の申請期間の中で、まだ申請をされていない方抽出いたしまして、再度の未申請の方への通知、そして広報を利用したお知らせ等を掲載する予定にしております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 聞き取れなかったです。30日、今日議決をした上で、スケジュールをどうするとおっしゃったんですか。どのような周知の方法でやるんですか、今日から。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 今日ホームページのほうにおおよその見込み、発送日、申請日、あと給付の開始時期等につきまして、ホームページのほうにアップする予定にしております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ホームページに載せたからといって町民の方見ないですよ。見ないの。これ理解してくださいね。ホームページに載せたから周知が終わりましたじゃ駄目なんです。例えばSNSで、持っているでしょう。フェイスブックも持っている。ツイッターも持っている。そこでの情報発信もきちんとやってください。いいですか。

それと、ホームページに載っていますよというふうなことをやっぱり広く周知しなきゃいけないんですよ。防災無線の活用なんていうのはどう考えてありますか。

あと、こうしてチラシ15日まで、その状態がずっと続くとなると、先ほども言ったように問合せが殺到するようなことになります。併せてチラシの配布とかそういったことを迅速にどんどんやっていく、町民の方々の不安を取り除く、そういったことが必要だと思いますけれども、いかがですか。もう1回答えてください、それ。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 先ほど、おっしゃっていただきましたSNSを通じた情報発信等も行っていきたいと思っております。

そのほか、町内の商店、スーパーとか住民の皆様が立ち寄る店舗等につきましても、チラシを貼り出して周知に努めたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。12番、白水議員。

○12番（白水英至君） 先ほどから出ている給付金ですね、一律10万円の。これが個人の手元に行くのが5月中旬なのか6月なのかわかりませんが、やはり生活困窮者の方々に町のほうから立替えといえますか、前渡しできないだろうか。町長、どうでしょうかね。本当にあしたが大変だという方いっぱいおられるんですよ。もうすぐにでも欲しいと。現金が欲しいと言っている方がたくさんおられます。どんなですかね。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 私どもも、そういう本当に住民の方々の日常、生活をされる中において、もう今まさにそういう切迫したような事情だろうということは想定をしておりますし、今白水議

員言われましたように、一日も早く、極端に言えば一時間でも早くお届けをしたいという思いは全く一緒でございます。しかしながら、先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたけれども、もう10万という原資が個々人の住民の方々お一人お一人に近いうちに届くんだという、これはもう住民の方々理解をされておるんだろうというように思いますけれども、いかんせん今日が国の市町村に10万を、国民一人一人に給付をするという、まさにその議案が議決を、国において議決をする日でございます。市町村で、先ほども言いましたけど、本当にごくごく一部ではもう来ることを想定してそういった措置を講じられている市町村もございますけれども、当時におきまして宇美町でもそのことをできるのかどうか、すべきかどうかちゅうことも考えましたけれども、まずは本来のもって、いわゆる国の議決を待つて、そして、議決を待つてそれからさあどうしようじゃなくて、もう議決ができるものとしてとにかく事前準備、例えば封筒の整備であるとか、そういったいわゆる発送元の名簿の確認であるとか、事前準備に要する業務も本当にたくさんございますけれども、そういった作業はもうおおむね関係課、協力体制を取りながらその準備は進めておりますけども、実際の動き出しは今日のいわゆるXデーといいましょうか、国のほうにおいて初めて予算が確定をした、これを機に一手に進んでいこうと。

それから、配ればいいと言われますけども、例えばパイが1人、2人に配るんであればそれは早いんでしょうけれども、やっぱり我々は3万7,300のパイを、もうとにかく不可不可なく満遍なく落ちることがなく一律に支給を滞りなくしていくためには、やっぱり事前の周知であったり手続であったり事務であったりいろんな要素が絡みますので、人から人とにかくじゃあとにかく渡そうという、そういったやうないわゆる、なかなかシンプルにはいかない——手続上ですね、いかないという部分がございます。しかしながら、気持ちは同じでございますので、5月の中旬、下旬が早いのか遅いのかと言われると、今の現状からすると遅いんでしょうけども、しかし町として自治体として精一杯、とにかく一日でも一時間でも手元に届ける最短の距離がこのスケジュールになるということでございますので、ぜひとも先ほど丸山議員のほうからございましたけれども、そういった旨の周知は十分に住民の方々に対しましてそういった周知、お願いをしながらも、とにかく町としてはいわゆる規定のスケジュールの中で、とにかく最短で手元に届くような、現在事務スケジュールで進めておりますので、ぜひとも御理解をいただければというように思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。これから議案第31号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本臨時会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、令和2年第2回宇美町議会臨時会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

12時21分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月25日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 藤 木 泰

署名議員 安 川 繁 典